

告 示

埼玉県告示第百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県上尾市中分四丁目百四十八番六の一部、百四十八番九の

一部、百四十八番十二の一部、百五十番一の一部及び百五十番二の一部）

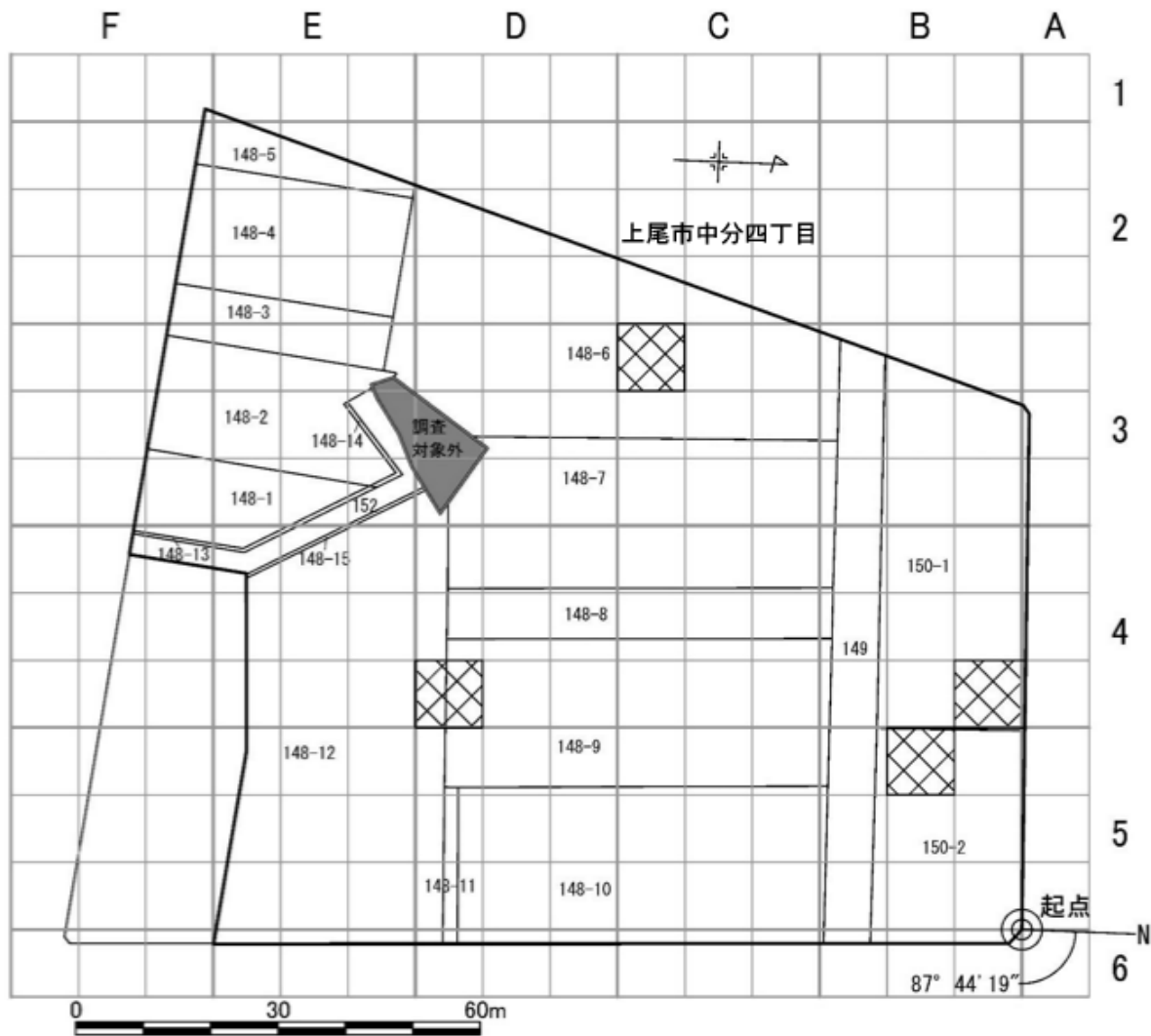
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

一・二・ジクロロエタン及びベンゼン

三 講ずべき指示措置

一・二・ジクロロエタン 地下水の水質の測定

ベンゼン 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



【起点】
 起点は上尾市中分四丁目 150 番 2 の最北端とする。
【格子の回転角度】
 87° 44' 19"

- : 敷地境界 □: 30m 格子
- : 10m 格子 - : 筆境界
- ⊗: 要措置区域

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名: A1
 単位区画名: A1-5